

株式会社 SQUEEZE 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 SQUEEZE と称し、英文では SQUEEZE Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、地域社会、役職員、旅行者、パートナー等のコミュニティにおける利益を総合的に考慮して、長期的な企業価値の創出と、世代を超えた社会的意義のある成果を追求するために、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 宿泊（ホテル、旅館、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業及び住宅宿泊事業法に基づく宿泊事業）、飲食、サウナ、公衆浴場、グランピング、キャンプ、スポーツ、マンスリーマンション、結婚式場、文化、娯楽、レジャー、美容、オフィス、駐車場、医療、介護、福祉、保育、研修及び教育等の各種施設の開業支援、販促、システム構築及び運営管理
- (2) アメニティグッズ等の物品、資材の輸出入及び販売
- (3) コールセンター業務の企画及び運営
- (4) 旅行業
- (5) 酒類販売業
- (6) イベントの企画及び運営並びに関連商品の製造及び販売
- (7) 画像、音楽、映像等の著作物の企画、制作及び販売
- (8) インターネットを利用したオペレーションシステムの提供
- (9) 業務効率化システムの企画、設計、開発、保守、運用及び販売
- (10) 各種マーケティング業
- (11) 広告業
- (12) 各種情報提供サービス
- (13) 電気通信機械器具の販売及びリース
- (14) ブロックチェーン、セキュリティトークン、非代替性トークン（NFT）技術に関連するサービスの企画、開発及び運用
- (15) 有料職業紹介事業、労働者派遣事業及びアウトソーシング事業
- (16) 特定技能制度、技能実習制度を活用した外国人労働者の受入れ事業
- (17) 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋及び管理
- (18) 建築一般、土木工事及びリフォーム工事の設計、施工、監理及び請負
- (19) インターネット等のネットワークを利用した商取引
- (20) 前各号に関する調査、コンサルティング、講演及び指導
- (21) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を北海道北広島市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(会社の機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式の総数)

第6条 当社が発行することのできる株式の総数は、12,183,200株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員

(員数)

第 18 条 当社の取締役は 7 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 当社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した取締役の補欠、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(執行役員)

第 21 条 当社は取締役会の決議により、執行役員を選任することができる。

2 当社の執行役員は、取締役会から委任を受けた業務の決定を行い、これを執行する権限と責任を有する。

3 執行役員は、善良なる管理者の注意をもって、会社のために忠実に自己の担当する業務を執行するものとする。

4 本条で定めるほか、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会で定める執行役員規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 当社は、取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 30 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 31 条 当社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもっておこなう。

(監査役会規程)

第 36 条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 42 条

当社は、取締役会の決議によって、会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 43 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

(附則)

(電子提供措置等の効力発生日)

第 1 条 第 16 条(電子提供措置等)は、当社が振替株式(「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式)を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、第 16 条(電子提供措置等)の効力発生後、本条は削除する。

(発行可能株式の総数の効力発生日)

第 2 条 第 6 条(発行可能株式の総数)の変更は、2026 年 1 月 6 日から効力を生ずるものとする。なお、第 6 条(発行可能株式の総数)の変更の効力発生後、本条は削除する。

(施行・改廃記録)

2014年9月1日 施行
2017年7月27日 変更
2019年3月28日 変更
2019年9月11日 変更
2020年3月26日 変更
2022年3月24日 変更
2023年11月16日 変更
2024年12月19日 変更
2025年 3月27日 変更
2025年 5月30日 変更
2025年 8月18日 変更
2026年 1月 6日 変更

以上は当会社の定款に相違ありません。

2026年5月28日

株式会社 SQUEEZE

代表取締役 舘林真一